重要事項説明書

訪問看護ステーションいぶき

【介護保険】指定訪問看護の重要事項説明書

利用者に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者概要

事業者名称	株式会社 Smile Breathing
所在地	山形県山形市落合町337
代表者名	代表取締役　柏倉弘典
電話番号	電話　080-9635-1876

2、事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションいぶき
指定番号	0660190273
所在地	山形県山形市落合町337
電話番号	電話　023-615-8539

3、事業の目的と運営方針

事業の目的：居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針：

(1)訪問看護ステーションいぶき（以下、本事業所とする）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。

(2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4、本事業所の職員体制（令和８年４月６日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	１名	
看護師・保健師	２名	２名
理学療法士	３名	２名
作業療法士	１名	
言語聴覚士	１名	
事務員		１名

5、営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝・休日、12月29日～1月3日を除く） 午前9時から午後5時（契約により24時間対応可）

6、営業地域

通常の地域	山形市、天童市、寒河江市、山辺町、中山町、大江町

7、利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、訪問看護ステーションいぶき料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書と前々月の領収書をお渡し致します。

１）利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は1か月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月振替えます。（27日が土・日・休日の場合は、その翌営業日）

２）現金払いの場合

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させて頂きます。訪問時に集金し、領収証を発行致します。

８、緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

家族：氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 続柄＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（昼）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（夜）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主治医：医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 医師名＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居宅支援事業所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 担当者＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

９、事故発生時の対応

(1)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、県、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

(2)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０、災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の営業が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

１１、秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

１２、高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護

に取り組める環境整備に努めます。

１３、苦情申し立て窓口

本事業所や職員等に対し苦情等を受けた際は、各市町村担当課、管理者と担当スタッフで情報共有を行い、また必要時は対応策を協議し、円滑かつ迅速に対応します。

訪問看護ステーションいぶき 担当者:渡邊	所在地	山形市落合町 337 番地
	電話番号	023-615-8539
	FAX 番号	023-616-4102
	受付時間	月～金曜日　午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
山形市役所 介護保険課	所在地	山形市旅篭町二丁目 3 番 25 号
	電話番号	023（641）1212（代）
	FAX 番号	023（624）8398
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
天童市役所 保険給付課	所在地	天童市老野森一丁目 1 番 1 号
	電話番号	023（653）1111
	FAX 番号	023（653）0704
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
寒河江市役所高齢者支援課	所在地	寒河江市中央一丁目 9 番 45 号
	電話番号	0237（86）2111
	FAX 番号	0237（83）3201
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
山辺町役場 保健福祉課	所在地	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地
	電話番号	023（667）1107
	FAX 番号	023（667）1112
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
中山町役場 健康福祉課	所在地	東村山郡中山町大字柳沢 2336 番 1 号　保健福祉センター
	電話番号	023（662）2705
	FAX 番号	023（662）2065
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
大江町役場 健康福祉課	所在地	西村山郡大江町大字左沢 882 番 1 号
	電話番号	0237（62）2114
	FAX 番号	0237（62）4736

	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
山形県国民健康保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保 6 番地
	電話番号	0237（87）8006
	FAX 番号	0237（83）3354
	受付時間	月～金曜日　午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分

令和　　年　　月　　日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明致しました。

指定居宅サービス事業者

所在地：〒990-0075　山形県山形市落合町 337

訪問看護ステーションいぶき　　㊞

（説明者）氏名　　（管理者）　　㊞

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者　住所　　氏名　　㊞

家族（代理人）住所　　氏名　　㊞

重要事項説明書

訪問看護ステーションいぶき

【介護保険】指定介護予防訪問看護の重要事項説明書

利用者に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者概要

事業者名称	株式会社 Smile Breathing
所在地	山形県山形市落合町337
代表者名	代表取締役　柏倉弘典
電話番号	電話　080-9635-1876

2、事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションいぶき
指定番号	0660190273
所在地	山形県山形市落合町337
電話番号	電話　023-615-8539

3、事業の目的と運営方針

事業の目的：居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針：

(1)訪問看護ステーションいぶき（以下、本事業所とする）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。

(2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4、本事業所の職員体制（令和８年４月６日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	１名	
看護師・保健師	２名	２名
理学療法士	３名	２名
作業療法士	１名	
言語聴覚士	１名	
事務員		１名

5、営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日（祝・休日、12月29日～1月3日を除く） 午前9時から午後5時（契約により24時間対応可）

6、営業地域

通常の地域	山形市、天童市、寒河江市、山辺町、中山町、大江町

7、利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、訪問看護ステーションいぶき料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書と前々月の領収書をお渡し致します。

１）利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は１か月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月振替えます。（27日が土・日・休日の場合は、その翌営業日）

２）現金払いの場合

利用料は１か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させて頂きます。訪問時に集金し、領収証を発行致します。

８、緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

家族：氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（昼）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（夜）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主治医：医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居宅支援事業所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

９、事故発生時の対応

(1)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、県、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

(2)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０、災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の営業が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

１１、秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

１２、高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

１３、苦情申し立て窓口

本事業所や職員等に対し苦情等を受けた際は、各市町村担当課、管理者と担当スタッフで情報共有を行い、また必要時は対応策を協議し、円滑かつ迅速に対応します。

訪問看護ステーションいぶき 担当者:渡邊	所在地	山形市落合町 337 番地
	電話番号	023-615-8539
	FAX 番号	023-616-4102
	受付時間	月～金曜日　午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
山形市役所介護保険課	所在地	山形市旅篭町二丁目 3 番 25 号
	電話番号	023（641）1212（代）
	FAX 番号	023（624）8398
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
天童市役所保険給付課	所在地	天童市老野森一丁目 1 番 1 号
	電話番号	023（653）1111
	FAX 番号	023（653）0704
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
寒河江市役所高齢者支援課	所在地	寒河江市中央一丁目 9 番 45 号
	電話番号	0237（86）2111
	FAX 番号	0237（83）3201
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
山辺町役場保健福祉課	所在地	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地
	電話番号	023（667）1107
	FAX 番号	023（667）1112
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
中山町役場健康福祉課	所在地	東村山郡中山町大字柳沢 2336 番 1 号　保健福祉センター
	電話番号	023（662）2705
	FAX 番号	023（662）2065
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
大江町役場健康福祉課	所在地	西村山郡大江町大字左沢 882 番 1 号
	電話番号	0237（62）2114
	FAX 番号	0237（62）4736
	受付時間	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

山形県国民健康保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保 6 番地
	電話番号	0237（87）8006
	FAX 番号	0237（83）3354
	受付時間	月～金曜日　午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分

令和　　年　　月　　日

指定介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明致しました。

指定居宅サービス事業者

所在地：〒990-0075　山形県山形市落合町 337

訪問看護ステーションいぶき　　㊞

（説明者）氏名　　（管理者）　　㊞

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者　住所　　氏名　　㊞

家族（代理人）住所　　氏名　　㊞